

第3章 計画のめざすところ

1 基本理念

前期計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、「第2次南魚沼市総合計画（後期基本計画）」で定める、市の将来像『自然・人・産業の和で築く 安心のまち』を基調とし、市民の誰もが、住み慣れた地域でお互いに支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

基本理念

地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、
市民の手で支えあう福祉のまち

2 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

基本方針 1

市民参加で支える地域福祉

地域における支えあい活動の活性化を図り、住民同士で地域を支えあう仕組みづくりを進め、自立に向けた支援に取り組みます。



基本方針 2

利用者主体の福祉サービスの充実

子ども、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民の多様化、高度化するニーズに対応できるよう、総合的な福祉サービスの提供を図ります。



基本方針 3

安心・快適な生活環境づくり

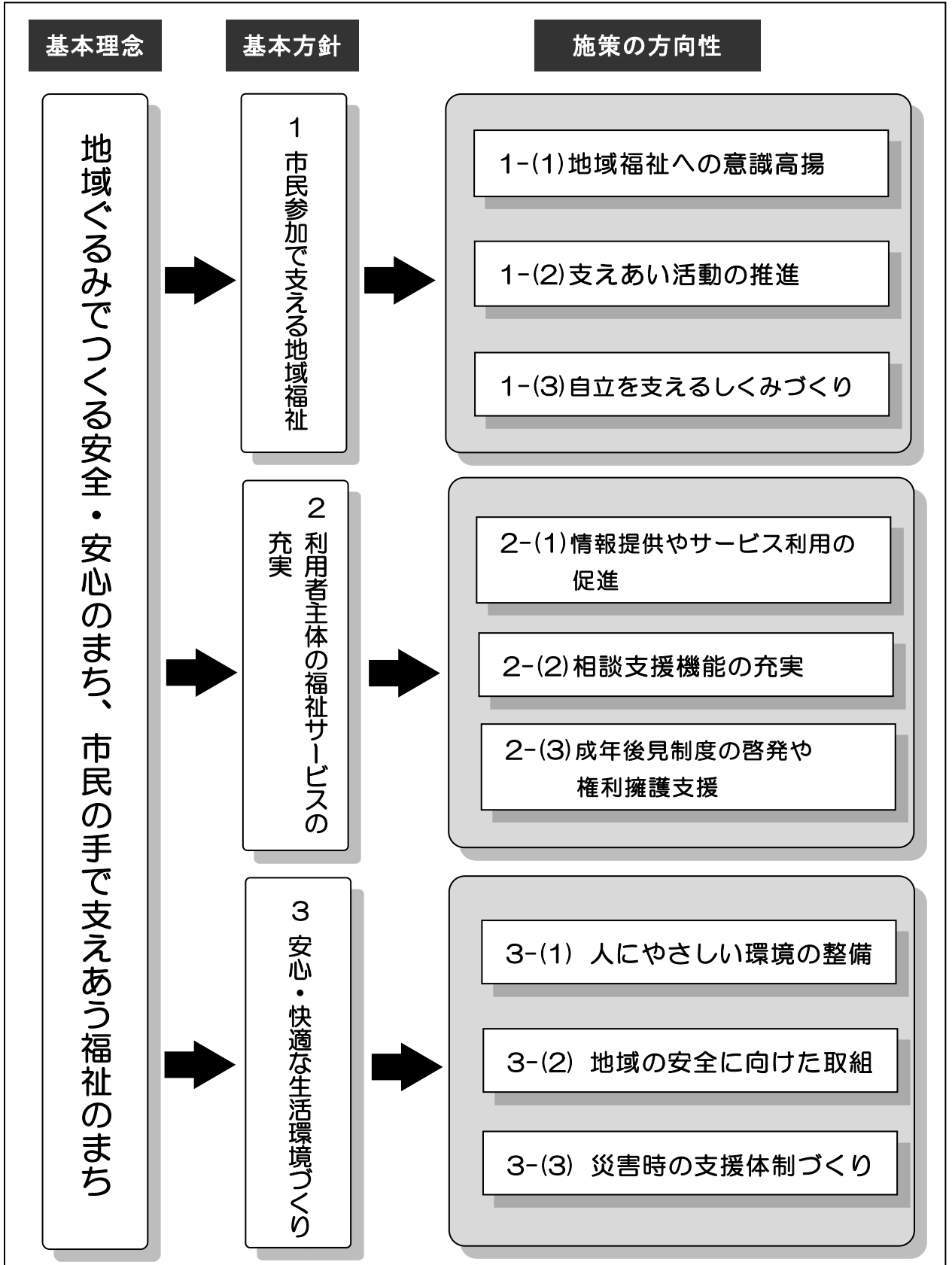
災害、犯罪及び事故の防止、災害発生時の行政と地域の協働体制の確立など、誰もが安心して生活できる、生活環境づくりを推進します。



3 施策の方向性

基本方針ごとに3つの施策の方向性を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

計画の体系



4 施策の展開

基本方針1 市民参加で支える地域福祉

施策の方向性1－(1) 地域福祉への意識高揚

【現状と課題】

地域の様々な課題の解決に向け、自助・共助・公助により、地域で活動する誰もが協働して支えあう仕組みづくりが「地域福祉」です。その推進には、市民の自主的な参加が不可欠であり、一人ひとりが地域の一員であると認識することが、最初の一步となります。

市民アンケートの結果においても、地域での活動が活発になるためには「地域の結びつき」や「住民の主體的な参加」が大切であると考えられており、前回、前々回の調査から継続して高い割合となっています。一方で、核家族化や単身化により、家族や住民相互の結びつきが薄れていると言われていています。働く世代や若者の間では地域や福祉への興味・関心が低く、ボランティア活動などへの参加も少ない状況が続いています。

地域の問題・課題をアンケートで質問したところ、「行事への参加者が減っている」、「特にない」、「一人暮らしで心配な人がいる」の順であり、次いで「役員になる人がいない」との回答でした。近年では、行政区の行事や活動に参加しない人も増えており、地域の各種組織・団体においても、構成員の減少や固定化がみられます。市全体の問題である人口減少や高齢化もあり、近い将来、後継者や活動の担い手不足が大きな課題となることが見込まれます。このことから、一部の人が多くを背負うのではなく、行事や活動の見直しも図りつつ、広く互いに支えあう方向への転換が望まれます。特に、地域づくりやボランティアなどの活動は、今後も地域住民による自主的な参加が促進され、維持、発展できるような仕組みづくりが求められます。

将来の担い手を育成するうえで期待される取組として、主に小中学校の子どもたちに対する福祉や人権についての教育が挙げられます。思いやりの心を育み、助けあいの精神や結びつきについての意識の醸成に向けて、引き続き取り組む必要があります。また、このような子どもたちへの教育を契機とし、家庭や地域といった、身近なところでの福祉や人権に関する会話で新たなコミュニケーションが生まれ、家族や住民同士の関わりが深まることにもつながります。

地域によっては、社会福祉協議会の「福祉のまちづくり事業」を活用し、組織化やコミュニティづくりが図られているところもあります。このような推進地区における成果を紹介・周知し、他の地域に広めるような取組が求められます。

【今後の施策】

家庭や学校に限らず、地域社会が連携して子どもたちの思いやりの心を育むとともに、市民全体の興味・関心の醸成や啓発を継続して行い、参加の機会づくりから実践的な活動につなげることで、地域福祉への意識高揚を図ります。

【取組内容】

地域福祉に関する教育の継続

- ◆小中学生等、子どもたちへの福祉教育・人権教育を継続し、思いやりの心を育てます。

- ◆家庭や学校に加え、地域住民や社会福祉協議会などの組織・団体が連携し、福祉教育や体験学習の実践に向けて協働します。

地域福祉への意識の醸成や啓発

- ◆市民の地域福祉に関する意識醸成や、啓発活動を継続して行います。
- ◆地域の組織・団体の協働により、誰もが参加できるイベントや行事の開催等で交流を深め、参加の機会づくりに努めます。
- ◆障がいや認知症などへの理解促進に向け、専門職や関係団体と連携し、体験型の講座や研修会による学びの場を充実させます。

【主な事業や取組】

公民館手話講座・手話サークル【社会教育課】

認知症サポーター養成講座【介護保険課】

ボランティア体験学習【社会福祉協議会】

福祉体験出前講座【社会福祉協議会】

市内小中・高等学校での福祉教育講演会等開催費助成【社会福祉協議会】

福祉のまちづくり事業【社会福祉協議会】

施策の方向性1－(2) 支えあい活動の推進

【現状と課題】

地域福祉の根幹は、組織・団体も含めた住民同士の「支えあい」です。その活動を推進するためには、参加や交流の場の確保が必要となります。

市民アンケートの結果では、市が優先して取り組むべき施策として、「高齢者・子育て・障がい者等の福祉サービスの充実」の次に、「地域住民同士が支えあえる仕組みづくりの支援」が挙げられています。その一方で、ボランティア活動への参加については「参加していない（参加した経験もない）」と回答した割合が約7割と高く、前回調査に比べて7ポイント増加しています。また、年齢別では40歳代以下で高い割合となっています。参加していない主な理由は「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」が最も多く半数近くを占めており、次いで「活動に関する情報がない」、「身近に活動グループや仲間がない」という回答でした。

ボランティア活動は、今後ますますその役割が重要であると言われており、全国的にも興味・関心は高まりつつあります。本市においても、ボランティアの組織・団体は様々な活動を行っており、南魚沼市福祉センター「しらゆり」内には、「南魚沼市ボランティアセンター」が設置されています。幅広い年齢層の人々を活動につなげられるよう、活動内容等の発信や、できる範囲から気軽に始められるきっかけづくりが求められます。

また、支えあいの仕組みのひとつである、交流の場としての各種サロンや教室は、孤立の防止と地域での交流促進に不可欠です。参加者の多くは高齢者が中心ですが、障がい者向けのサロンもあります。今後、様々な関係の組織・団体と連携して開催することで、地域全体での交流や世代間の交流につながることを期待されます。

同世代の親子の交流や、子育ての不安感・孤立感を緩和する役割を担う「ほのぼのの広場」は、六日町会場が商業施設の空きスペースに移転し、小さな子どもが思い切り体を動かさせ

る「ふれ愛広場」を併設したことで、天候、休日等に関係なく安心して遊べる広場となり、父親・祖父母世代の利用も増えています。

更に今後は、地域を超えた交流や、移住・定住に向けた取組も重要となってきます。市内への移住者が持つ、知識や経験、技術、能力などを活かしてコミュニティに関わってもらい、地域づくりやボランティア等の活動に参加してもらうことで、交流や支えあいは、より豊かなものとなります。

このような多様な人々や組織・団体による交流、支えあいにおいては、関係の組織・団体と地域とをつなぎ、地域の住民同士をつなぐ役割を担う、行政区の役員や民生委員・児童委員による活動が、これまで以上に重要となります。緊密に意見交換や情報交換を図りながら、その活動を支援する必要があります。また、興味・関心の薄い層からも関わりを持ってもらえるよう、地域の実情に応じた活動自体の創意工夫も必要となってきます。

【今後の施策】

ボランティア活動やサロンなどの交流の場に気軽に参加することで、「支える側」と「支えられる側」を超えた「支えあう」関係性や仕組みがつけられるよう、地域における取組を推進します。

【取組内容】

ボランティア活動の参加機会づくり、活動支援

- ◆活動中のボランティア組織・団体について、活動内容の紹介などの情報発信を行い、参加や利用が気軽にできる仕組みをともに考えます。

参加や交流の場の確保

- ◆参加や交流の場である各種サロンや教室を継続して開催し、地域での孤立防止と交流促進を図ります。
- ◆高齢者や障がい者の社会参加の場を確保しつつ、関係の組織・団体と連携し、地域全体での交流や世代間の交流につなげます。

地域の結びつき、住民同士の支えあいの推進

- ◆地域のつなぎ役である行政区役員や民生委員・児童委員の活動を支援し、活動内容や役割を周知することで、地域に根差した活動を支えます。
- ◆一人暮らしの高齢者や、通学時の子どもたちに対する見守りや声掛けの活動など、地域住民が、できる範囲で気軽に参加できるような取組を推進します。

【主な事業や取組】

ボランティア活動支援・交流事業【社会福祉協議会】
なじよもネット事業【社会福祉協議会】
ふれあい・いきいきサロン【介護保険課（社会福祉協議会）】
障がい者いきいきサロン【社会福祉協議会】
お茶の間サロン【社会福祉協議会】
そだち学級事業【社会教育課】
ほのぼの広場運営事業【子育て支援センター】
ファミリーサポートセンター運営事業【子育て支援センター】
移住・定住事業【U&Iときめき課】
民生委員・児童委員活動支援【福祉課】

施策の方向性1－(3) 自立を支えるしくみづくり

【現状と課題】

(生活困窮者自立支援の推進について)

市民アンケートの結果では、普段、どのような悩みや不安を感じているかとの問いに対して、前回調査と同様、自分や家族の「健康」に次いで、「収入や家計」との回答が上位となりました。また、経済的に困っている人を支援する取組としては、「就労（就労訓練）に対する支援」との回答が7割近くと最も高く、次いで「自立に向けての家計相談支援」や「貧困の連鎖防止のための子どもの学習支援」が高い割合となっています。

社会福祉協議会が運営する「くらしのサポートセンターみなみ」では、令和2（2020）年度の「自立相談支援事業」の新規相談が100件あり、自立支援プラン作成も23件ありました。経済的な悩みや不安を抱えている人の相談窓口として、認知されつつあるものと思われる。

子育てや貧困は家族のみの責任ではないとの視点から、今後は特に、貧困状態にある子どもたちへの支援が課題となります。市の窓口や、サポートセンターでの相談の結果、家庭内に児童・生徒がおり、貧困状態にあることを把握した場合には、こども家庭サポートセンターや保育園・幼稚園、教育委員会等と連携し、支援が届かない・届きにくい子どもや家庭に対して、複数の支援機関が確実につながることが重要です。また、そのような家庭で生活する子どもたちが自身の将来に希望を持てるよう、就学援助等の経済的な支援を活用するとともに、地域住民やボランティア等と協働し、学習支援や居場所づくりに取り組む必要があります。

生活に困窮し、どこにも、誰にも、助けや救いを求めることができない人たちは、地域でも孤立したり、潜在化したりする傾向にあります。抱えている課題も、深刻かつ複雑なものが多いと言えます。そのような人たちを早期に発見し、支援につなげるため、制度の周知や広報活動、関係機関等との連携が、大変重要となってきます。

また特に、経済的な困窮が著しい場合には、生活保護制度の利用も必要となります。憲法第25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するための方法の一つである生活保護制度は、各種給付を行うことで「経済的な自立」を目指すだけでなく、制度を利用した「自律的な生活」が送れるよう、支援しています。

(再犯防止の推進について)

市民アンケートの結果では、再犯防止に関する施設や団体の認知度に対する回答では、「保護観察所」、「保護司」、「更生保護施設」については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が一番多く、「協力雇用主」、「更生保護女性会」については、「知らない」との回答が一番多い状況でした。また、再犯防止のために必要な支援に対する回答では、上位3つが「就労（就労訓練）に対する支援」、「自立に向けての生計支援」、「相談窓口の充実」となりました。

法務省の資料によれば、全国的に出所受刑者の数は年々減少しているものの、出所して2年以内に再び刑務所に入所する人の約2割が高齢者です。更に、出所後5年以内に再び入所した高齢者では、その約4割が出所から半年未満という短い期間で再犯にいたってい

ます。同じく法務省の資料では、帰住先がない出所受刑者が令和元（2019）年で3,380人あり、全体の約4割となっています。加えて、刑務所への再入所者のうち、7割程度の受刑者は再犯時に無職であり、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっています。

新潟県内についても、刑法犯検挙者の数は減少傾向にあるものの、一方で、検挙者全体に占める再犯者の割合は約5割であり、全国と同程度の高い率となっています。また、検挙者数に占める65歳以上の高齢者の割合については、3割程度で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がいや特性、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える場合が少なくありません。こうした生きづらさを抱えている人の課題に対し、刑事・司法の関係機関による取組だけでは限界があり、社会に復帰した後に、地域で継続して支援する体制づくりが求められています。

本市における更生保護活動の状況としては、南魚沼地区保護司会の活動が主であり、例年7月の「社会を明るくする運動」や、地域への周知・啓発活動、犯罪をした人等の社会復帰支援が行われています。市としても、保護司会の運動や活動、「更生保護サポートセンター」の設置などで協力しています。年々上昇傾向にあると言われる「再犯」を防止するための取組を、着実に進めて行く必要があります。

【今後の施策】

地域への周知や啓発活動を積極的に行い、関係の機関や組織・団体との連携を図りながら、適切な支援に速やかにつながられる体制や、自立を支える仕組みを整備します。

（生活困窮者自立支援の推進について）

生活困窮者の自立を支援するとともに、生活に困窮している人が地域から孤立することなく、つながりを実感することができるような地域づくりに取り組みます。

（再犯防止の推進について）

犯罪や非行をした人が、復帰後も孤立せずに社会の一員となり、再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るため、再犯防止に関する地域の理解を促進します。

【取組内容】

（生活困窮者自立支援の推進について）

生活困窮者等の自立に向けた支援体制の整備

- ◆制度の周知を継続して実施するとともに、それぞれの相談窓口で生活に困窮する人の情報を把握し、社会福祉協議会や福祉課の生活保護担当につなぐことができるよう、市の関係部署や関係機関との連携を強化します。
- ◆誰もが安定した生活を送ることができるよう、関係機関と緊密な連携を図りつつ、総合的な支援体制を整備し、適切に生活困窮者自立支援事業を実施するとともに、住居確保給付金の支給など、自立に向けた支援を行います。

子どもの学習支援の推進

- ◆子どもに学ぶことの楽しさを教え、自立への意欲が高まるように支えます。また、困ったとき、悩みごとがあるときには、周囲の大人を頼って良いのだと伝えます。
- ◆地域や小中学校等とも連携・協働し、地域全体で総合的に子どもたちの成長を支えていくため、個々の状況に応じたネットワーク形成を図ります。

生活困窮者自立支援の推進においては特に、周知・広報や早期発見、包括的かつ個別的な支援、関係機関等との連携が重要となることから、以下のとおり項目別に整理し、取組を進めることとします。

■周知・広報、早期発見

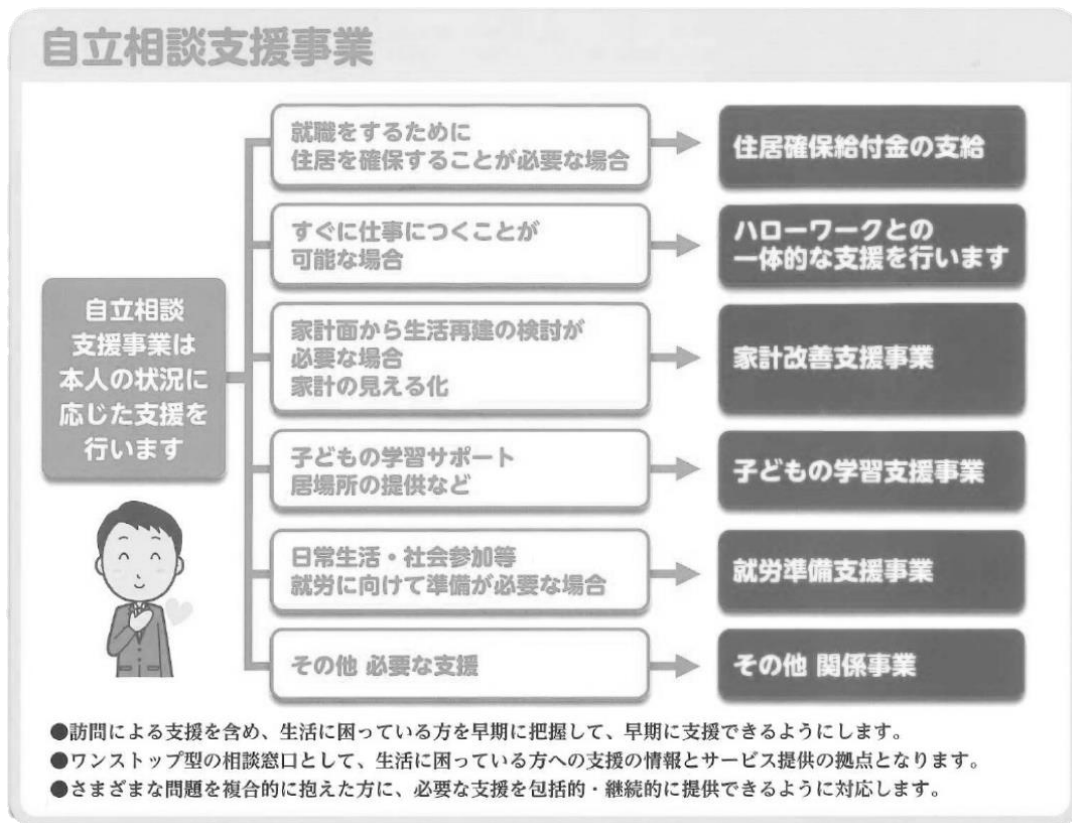
- ・必要な人に自立相談支援事業の情報が届くよう、事業所等へのパンフレットの設置を継続するほか、SNSなどの多様な媒体による情報発信に取り組みます。
- ・サポートセンターでの相談に加え、市の各種相談窓口や関係の機関との連携により、生活困窮者の早期発見・把握につなげます。
- ・何らかの理由でサポートセンターへの来所が困難な人には、電話やメール、訪問等のアウトリーチ機能によって対応します。

■包括的・個別的支援

- ・生活困窮者一人ひとりの尊厳と自主性を重んじ、それぞれの事情や生きづらさを受け止め、寄り添う、包括的な対応を心掛けます。
- ・生活困窮者の抱える多様な課題や複合的な問題を整理・分析し、個々の状況に応じたプランを組み立て、立ち直りを支援します。

■関係機関等との連携

- ・市の各種相談窓口で、支援を必要とする可能性が高いと思われる人を発見した場合には、自立相談支援事業やサポートセンターを紹介するよう、周知します。
- ・国や県などの行政機関や地域の組織・団体等と連携を図り、生活困窮者それぞれの状況や課題を共有し、多方面からの総合的な支援体制を整備します。



「くらしのサポートセンターみなみ」パンフレットより抜粋

(再犯防止の推進について)

関係機関と連携した再犯防止への取組

- ◆市報とともに南魚沼地区保護司会の広報誌を市民に配布し、更生保護のための「社会を明るくする運動」をはじめ、保護司会や更生保護サポートセンター、協力雇用主等の役割や活動について周知を図り、市民の理解促進につなげます。
- ◆復帰の際の支援による生活の安定が、結果として再犯防止に寄与するとの観点から、様々な課題を抱える犯罪をした人等が、必要な支援へとつながることができるよう、連携して相談にあたる体制づくりを進めます。

再犯防止の推進においては特に、施策が多く分野に関連することから、以下のとおり「重点課題」として取組内容を整理します。

■再犯防止推進の重点課題

- ① 就労や住居の確保
 - ・生活困窮者や高齢者・障がい者支援といった福祉制度を活用し、犯罪をした人等の年齢や疾病・障がい等の特性に応じて、就労や居住の支援に結び付けます。
- ② 福祉サービス・保健医療の利用促進
 - ・市の相談窓口と保護司等との連携により、生活困窮者、高齢者、障がい者などの犯罪をした人等に対し、必要な福祉的支援を提供します。
 - ・薬物やアルコール、ギャンブル依存等からの回復を支援する民間団体が、研修や集会等を開催する際、市の施設の会議室を提供する等、その活動を支援します。
- ③ 学校などとの連携
 - ・保護司の活動内容の周知や、犯罪・非行の未然防止などを目的として、市内の学校に保護司が出向き、児童生徒との交流を図ります。
 - ・非行をした児童生徒やその保護者に対しては、学校、教育委員会、市の各種相談窓口、保護司等が緊密に連携することで、立ち直りを支援します。
- ④ 特性に応じた効果的な指導や支援
 - ・保護司等による指導や支援がより効果的となるよう、犯罪をした人等の特性に応じた市の関係部署が、個別のケース検討に協力し、必要な助言等を行います。
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発の推進
 - ・保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営を支援します。また、保護司による会議や研修等に対して市の施設の会議室を提供する等、その活動を支援します。
 - ・更生保護活動を広く市民に発信することで、その活動や再犯防止の重要性に対する理解促進を図り、保護司や協力雇用主の担い手確保の取組を支援します。
- ⑥ 国や関係機関、組織・団体等との連携
 - ・国の刑事・司法機関である保護観察所や、犯罪をした人等の更生保護を行う保護司会、市の各種相談窓口、地域の関係機関、組織・団体等が、それぞれ連携・関係を強化し、個別のケースについての情報交換や意見交換に努めます。

【主な事業や取組】

くらしのサポートセンターみなみ運営事業【福祉課(社会福祉協議会)】

生活困窮者自立相談支援事業【福祉課(社会福祉協議会)】

子どもの学習支援事業【福祉課(社会福祉協議会)】

生活困窮者救済物資援助事業【社会福祉協議会】

保護司会活動【保護司会】

基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実

施策の方向性2－(1) 情報提供やサービス利用の促進

【現状と課題】

市民アンケートではこれまでと同様、福祉サービスに関する情報を「市や社協の広報誌」から得ている人が、7割以上と一番多い結果でした。次に多かったのは「知人・友人・家族・親戚」であり、情報を人づてに得ていることもわかりました。広報誌での発信の充実に加え、口コミによる広がりも踏まえながら、多様な手段による効果的な情報提供を行う必要があります。また特に、スマートフォン等の普及で「市や社協のホームページ」から情報を入手する人が増えています。この傾向は今後も続くものと思われ、迅速かつ手軽なアクセス手段として、更なる充実が求められます。

市や社会福祉協議会では、介護・高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮など、多種多様な福祉サービスを提供していますが、一方で全体像が見え難くなっている感もあります。利用者が適切な情報を得て、必要なものを選択し、利用できる手助けとして、サービスや制度をわかりやすくまとめた「しおり」や「パンフレット」などが、今後も必要であると思われれます。

支援が必要な人がサービスを十分に受けていると思いますか、とのアンケートに対し、全体の約半数が「受けている」「ある程度受けている」と回答しました。また、サービスを充実させるためには、「提供する事業所を増やし、設備を充実させる」と「情報提供窓口を増やす」が、それぞれ3割ずつと多い結果でした。また、他の年代にない特徴として、20歳代の回答では「市民による福祉活動（ボランティア活動など）を活発にさせる」が3番目に多く、若い人たちにその重要性が認識されているものと思われれます。

利用者主体の福祉サービスであるためには、多様化するニーズを捉えてサービスを提供することや、サービスの内容を正しく周知することが必要です。加えて、事業所の数や設備の充実だけでなく、人材の確保や質の向上が求められています。また、状況によっては公的なサービスだけでは対応できない場合もあり、社会福祉協議会の「なじよもネット」や、シルバー人材センターの生活援助、各種組織・団体の福祉やボランティアの活動など、地域における多様な支援や「支えあい活動」につなげる必要もあります。

福祉サービスの利用者が、住み慣れた地域で安定した生活を送れるよう、サービスを正しく理解するためのわかりやすい情報発信や、必要なサービスへとつながるための多様な支援が求められます。

【今後の施策】

情報提供の手段や内容を工夫しつつ、必要とする情報が容易に得られる環境づくりを進めます。また、利用者主体の福祉サービスとなるよう多様化を図り、「公助」に限らず「共助」によるサービスも組み合わせながら、利用の促進につなげます。

【取組内容】

情報発信における創意工夫

- ◆市や社会福祉協議会の広報誌を主軸としつつ、ウェブサイト、コミュニティFM、SNSなども活用し、積極的かつ多様な情報提供に努めます。
- ◆利用者が適切な福祉サービスを選択できるよう、見やすく分かりやすい内容や表現を心がけます。

多様なサービスによる利用促進

- ◆利用者の多様化するニーズを捉え、サービスのメニューを広げるとともに、個々の事情や状況に耳を傾けて正しく把握することで、必要なサービスに適切につながるよう支援します。

【主な事業や取組】

市ウェブサイト・コミュニティFMによる福祉保健情報の広報・周知【福祉保健部】

社会福祉協議会活動の広報・周知【社会福祉協議会】

ボランティア活動支援【社会福祉協議会】

なじよもネット事業【社会福祉協議会】

生活介護支援サポーター（ボランティア）養成講座【社会福祉協議会】

シルバー人材センター運営事業【南魚沼シルバー人材センター】

ほのぼの広場運営事業【子育て支援センター】

親子サロン【社会教育課】

児童遊園地遊具設置助成【社会福祉協議会】

施策の方向性 2－（2）相談支援機能の充実

【現状と課題】

市民アンケートの結果では、生活で困りごとを抱えたときや、福祉サービスの利用が必要になったときの相談相手は、前回調査から8ポイント減少したものの「家族や親戚」との回答が最も多く、6割を超えています。次いで「市の窓口」との回答であり、前回調査から10ポイント増加して5割を超えています。このほか「子育て支援センター・地域包括支援センター」や「くらしのサポートセンターみなみ」との回答もそれぞれ1割前後あることから、公的な窓口が相談先として認知されているものと思われます。

市民からの困りごとや福祉サービス利用等の相談は主に、介護、障がい、子ども、生活困窮など、各分野別の社会福祉制度に基づいて設置された市の窓口で対応しています。今後は、より専門的な相談が増えることが予想されるため、豊富な知識に基づき、速やかに、正確に受け止める相談支援について、研究・検討を重ねる必要があります。

特に、児童虐待が増加している社会的な背景から、母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」と児童虐待対策の中核である「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置することとなり、本市では、二つの機能を一体的に担う「こども家庭サポートセンター」を設置しました。今後は、妊娠期から丁寧な関わりを持ち、相談者に寄り添う身近な相談窓口として、関係の部署や機関と連携しながら対応します。また、支援が必要な家

庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまで、切れ目ない支援を実施します。

近年では、地域住民の参加や多様な主体の参画のもと、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住民同士や組織・団体等が支えあいながら、暮らしが安定し、役割や生きがいを持ち、ともに地域を創ることのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

本計画に掲げる基本理念、基本方針、施策の方向性は、それぞれが単体で成立するものではなく、重なり合い、補い合うことを想定しています。市全体・地域全体でこれまで取り組んできた「地域福祉」の推進こそが「地域共生社会」の実現につながるものと考えますが、そのための手段の一つとして「包括的支援体制」の構築が挙げられています。

この「包括的支援体制」は、地域福祉の推進のため、地域の実情に応じ、地域住民や関係機関などによる相互の協力が円滑に行われ、地域生活の課題の解決のための支援が、包括的に提供される体制、として定義されています。

引きこもりや虐待、自殺対策といった、今日的な、複合化・複雑化した課題や相談が増加しつつあります。また、相談支援の場面ではともすると、ひとつの分野で対応を終えてしまう事例もあることが指摘されています。

このため、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」の実施、あるいは、地域における「居場所」や「参加の場」の確保と、そこへの「つながり」や「参加」に向けた支援といった機能を持つ「包括的な」支援体制の整備が求められています。また、横断的・一体的な支援体制を整備することで、対応が難しい事例や、支援に時間を要する事例への対応を可能にする、といった効果が期待されています。この仕組みをより具体的に、実際の事業として行うものが「重層的支援体制整備事業」です。

本市では、現状においても福祉保健部というひとつの組織のなかで、介護、障がい、子ども、生活困窮などの各分野を担当しており、複合化・複雑化した課題や相談に対しては、個々のケースについての検討会議を設け、チームによる支援として、連携しながら対応にあたっています。特に対応が困難な事例等については、より広範な支援のための各種会議や協議会により、庁内の関係部署や地域の関係機関とも連携を図りながら、情報の共有や対応への協議を行っています。

国も、こうした既存のネットワークや会議を有効に活用し、包括的な支援の提供に向け、個別事例の検討等を行うことが望ましい、としています。また、「重層的支援体制整備事業」についても、市町村の判断による「任意事業」として位置づけています。こうした状況も踏まえつつ、本計画への記載を契機に今後も継続して意見交換を重ねながら、地域の実情に沿った「包括的支援体制」について、検討を進める必要があります。

【今後の施策】

関係部署や関係機関、地域の組織・団体等との連携を強化し、各分野別の相談窓口が横断的につながり、社会福祉制度や他の施策を有機的につなぐことで、困りごとなどの相談を受け止め、地域の課題に対して協働して取り組みます。

【取組内容】

包括的・重層的な支援体制の拡充

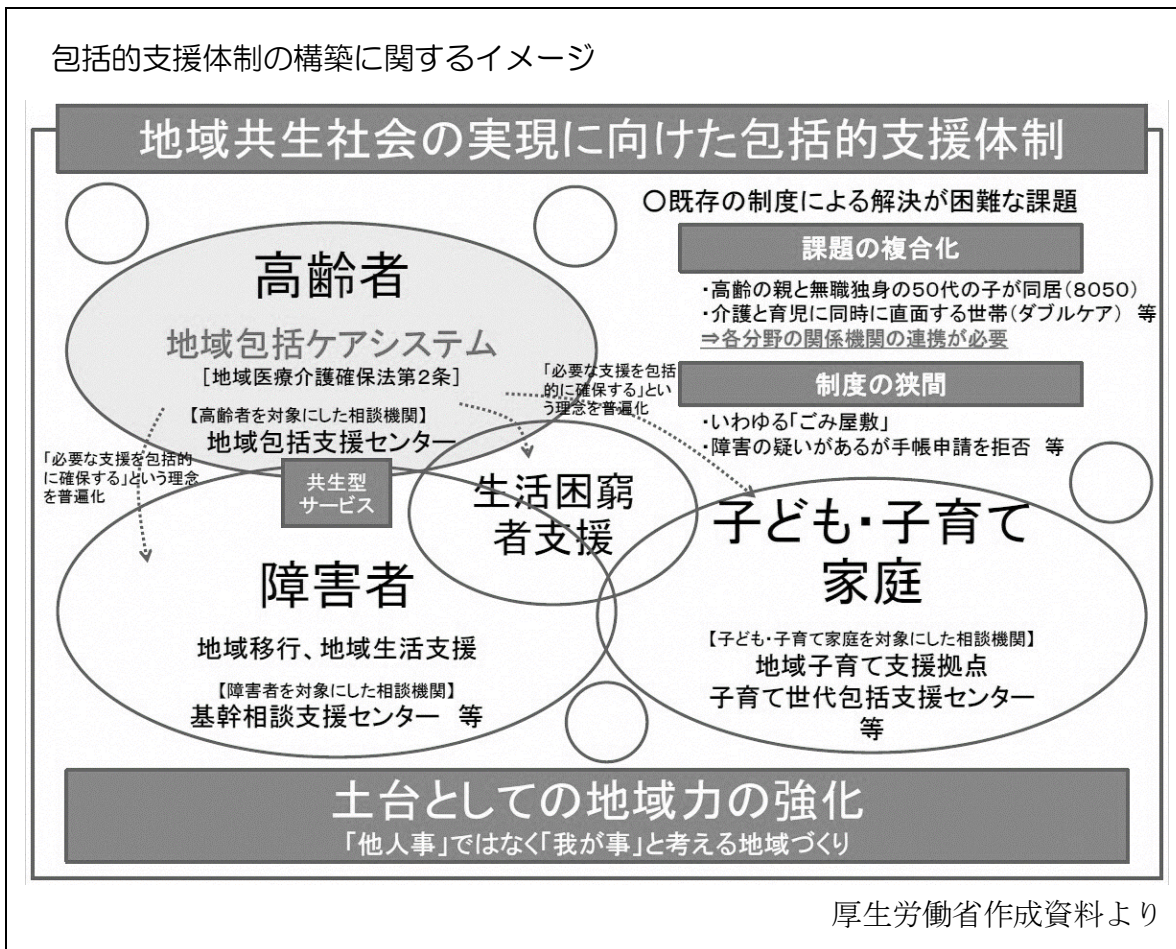
- ◆高齢、障がい、子ども、生活困窮などの本人や世帯の属性にかかわらず、既存のサー

ビスだけでは対応が困難なものや、制度の狭間にあるものも受け止め、解決に向けて取り組めるよう、包括的・重層的な支援体制の構築に努めます。

- ◆多様な地域課題にも的確に対応できるよう、相談窓口間の連携や、関係機関との連携を更に強化します。また、教育、消費生活、就労、住宅、環境など、福祉分野以外の部署とも連携を強化し、支援の幅を広げます。

虐待防止・自殺防止の推進

- ◆新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や経済活動の低迷などで、生活環境は大きく変化しており、虐待や命に関する相談の増加が懸念されることから、困りごとを抱え込んでしまわないよう、相談窓口の周知や案内を積極的に行います。
- ◆医療機関、学校、保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関、地域の組織・団体等との情報共有や連携によって早期発見を図り、協働して抑止に向けた対応にあたります。



【主な事業や取組】

- 障がい者相談【福祉課】
- 介護相談【介護保険課】
- 義務教育期相談・若者相談【子ども・若者相談支援センター】
- 児童相談【こども家庭サポートセンター】
- 自殺予防対策【保健課】

■「相談件数の増加」を数値目標とすることについて

- ・虐待や生活困窮など減少を目指すべきケースもあり、相談件数が増えることが一概に良いとばかりは言えない、との意見があります。

- ・一方で、各窓口において適切に対応し、より多くのケースに対応できたことから相談件数が増えたと評価できる、との意見もあります。
- ・本計画において「相談件数の増加」を数値目標とするものについては、双方の意見を踏まえたうえで、施策の方向性である「相談支援機能の充実」に向けて、窓口の広報や対象者への周知、職員研修や相互連携等、相談体制の強化・向上の結果による増も含めた、年間で対応が見込まれる件数（目安値）として計上することとします。

施策の方向性 2－（3）成年後見制度の啓発や権利擁護支援

【現状と課題】

成年後見制度は、サービスを利用する際の契約行為や財産管理が必要な場合において、認知症や知的障がい・精神障がいによって判断が難しい人を支援し、意思決定を手助けするものであり、少子高齢化や家族関係の希薄化などにより、ニーズが高まるものと予測されています。

市民アンケートの結果では、成年後見制度の認知度についての回答は「知っている」が約3割であり、「聞いたことがあるが、詳しい内容まではわからない」と「知らない」の合計は6割超でした。また、利用意向についても「はい（利用したいと思う）」が3割超であったのに対し、「わからない」との回答も同程度あり、制度の周知が進むことで利用したいと回答する人が増えるものと思われます。

今回、これまでの市民アンケートに加え、市内の高齢者・障がい者福祉施設やサービス事業所を対象として、成年後見制度の利用状況やニーズ調査を行いました。個々の施設や事業所で制度に関する相談を受けている件数や、制度を利用した方が良いと思われる人の数から、一定程度のニーズがあるものと思われます。

新潟家庭裁判所長岡支部管内（長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村）における成年後見制度の利用者数は、増加傾向となっています。後見、保佐、補助、任意後見の別による内訳では、後見類型の割合が最も高く、7割を超えています。なお、新潟県社会福祉協議会の「令和3年度成年後見制度に関する実態把握調査結果」では、長岡支部管内の利用者数は1,174人（前年度1,119人）であり、新潟家庭裁判所提供の市町村ごと利用者数（令和3年6月30日現在の集計・概数）によれば、南魚沼市は105人（前年同期100人）となっています。

本市では、権利擁護の観点から、成年後見制度の利用促進に向け、制度を利用したくても本人・親族による申立てができず、本人の心身の状況や、置かれている環境により迅速・適切な保護の必要性が高い場合には、市長による家庭裁判所への申立てを行っています。また、費用負担が困難な人には、申立て費用や後見人への報酬の助成を行っています。令和2（2020）年度末の状況として、平成21（2009）年度以降の累計で市長申立ての利用者は33件、報酬付与は45件となっており、それぞれ毎年数件ずつ増加しています。

制度を必要とする人が円滑に利用できるよう、制度そのものに関する情報を周知するとともに、手続きや費用の面で利用困難な人に対しては、継続的な支援が必要となります。

また、家族から経済的な虐待や搾取などの被害にあっている人については、制度利用の必要性が高い反面、自ら支援を求めることができなかつたり、家族が制度利用を拒否したりする場合があります。

このような事例では専門機関による介入が不可欠となることから、状況の変化に速やかに対応できるよう、福祉、医療、保健の関係者などに加え、司法関係者とのネットワークを築くことが有効です。

加えて、制度の利用につながった後も当事者の生活を継続的に見守り、支援を続けることも求められており、息の長い対応が必要となっています。

【今後の施策】

認知症や障がいによって財産管理や日常生活に支障のある人が、成年後見制度の利用によって、地域でその人らしい生活を継続できるよう、意思決定に必要な支援を行います。また、市と社会福祉協議会、高齢者・障がい者福祉施設、サービス事業者などとも連携し、地域の実情に沿ったネットワークや体制づくりを進めます。

【取組内容】

制度を必要とする人の発見・支援

- ◆市報やウェブサイト、パンフレット、相談窓口などにおいて、成年後見制度に関する情報をわかりやすく広報・周知し、正しい知識の普及と理解促進に努めます。
- ◆情報や知識が浸透することにより、自ら声を上げることが困難な人も含め、制度の利用を必要とする人が支援につながるよう、促します。
- ◆判断能力がある早期の段階から、本人や親族などが制度についての相談が可能となるよう、窓口の充実に努めます。

制度の利用促進に向けた取組

- ◆判断能力が不十分なことで日常生活に不安のある認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者に対し、社会福祉協議会において金銭管理や事務手続き、書類の整理・保管などの支援を行います。
- ◆本人・親族による家庭裁判所への申立てが困難な場合には、本人の心身の状況や、置かれている環境を確認し、必要に応じて市長による申立てを行います。また、費用負担が困難な人には、申立て費用や後見人への報酬の助成を行います。

ネットワーク・支援体制づくり

- ◆必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のネットワークづくりを進めます。
- ◆成年後見制度を含む地域の権利擁護に関し、専門職団体や関係機関が協力・連携する既存の会議体の活用を図るとともに、家庭裁判所との情報交換や調整を進めます。
- ◆特に、相談・広報の機能を重視しつつ、本計画への記載を契機に方向性や具体的な取組についての意見交換を重ね、地域の実情に沿った支援体制づくりについての検討を進めます。

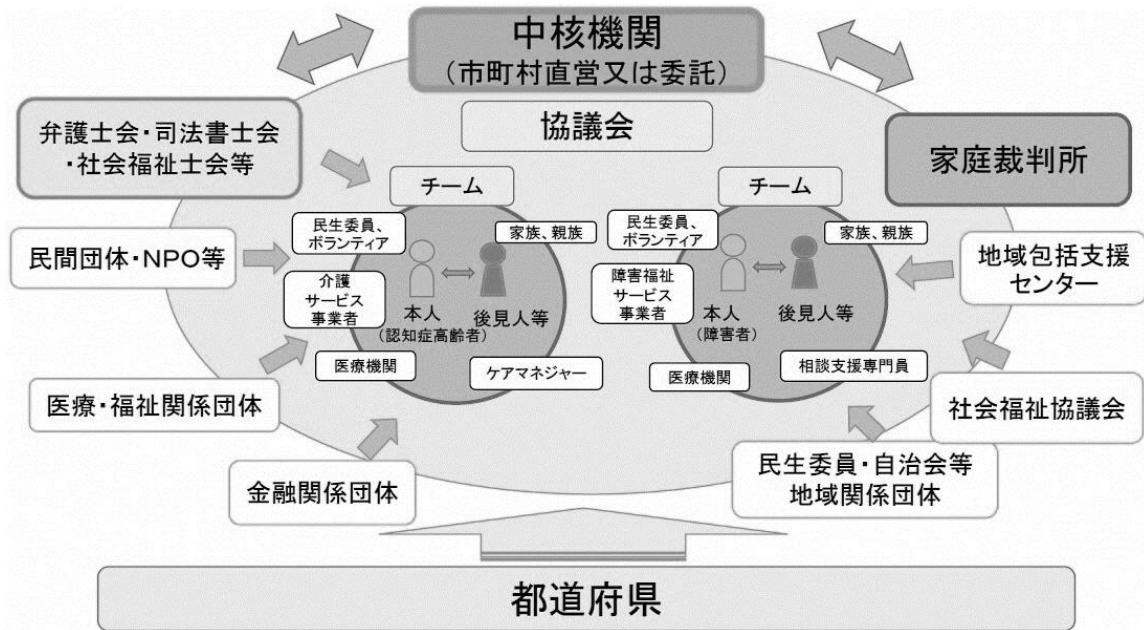
成年後見制度の利用促進においては特に、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげる、地域連携の「ネットワーク・支援体制づくり」が求められていることから、以下のとおりその内容や方向性、位置づけ等を整理し、取組を進めることとします。

■地域連携ネットワークと3つの役割

・成年後見制度の利用を必要とする人が、本人らしい生活を守るため、必要に応じた制度利用が可能となるよう、地域の関係機関等が連携することでネットワークを構築し、次の3つの役割を踏まえた支援に取り組みます。

- ①「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」
- ②「早期の段階からの相談・対応体制の整備」
- ③「意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用に資する支援体制の構築」

地域連携ネットワークのイメージ



厚生労働省作成資料より

■チーム、協議会、中核機関

・地域連携ネットワークの構成要素である、チーム、協議会、中核機関の整備についての考え方を整理します。

- ① チーム：協力して日常的に支援を必要とする人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを指します。本市においては、既存の支援の仕組みである、カンファレンスや事例検討会議、ケース会議等をこのチームとして位置づけ、活用することが可能であると考えます。
- ② 協議会：後見等開始の前後を問わず、チームに対し必要に応じて専門的な支援を行えるよう、地域の関係機関等が連携する合議体を指します。本市においては、既存の支援の仕組みを活用し、この協議会として位置づけ、何らかの形で家庭裁判所の関与を求めることで、活用することが可能であると考えます。
- ③ 中核機関：協議会の事務局として、地域連携ネットワークを調整し、まとめる役割を担う組織を指します。本市においては、市の成年後見制度担当課（福祉課・介護保険課）を中心に、中核機関の構成や位置づけ、機能分担等、設置・開設に向けた準備を進めます。

■地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能等

・国の「成年後見制度利用促進基本計画」においては、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的な機能として、次の4つが示されています。

- ①「広報機能」
- ②「相談機能」
- ③「成年後見制度利用促進機能」
- ④「後見人支援機能」

(このほか、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制が整うことで、成年後見人等が孤立することなく相談等を受けられ、また仮に、成年後見人等による不正の兆候があった場合には、早期に把握することが可能となることから、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます)

・本市においては、市報やウェブサイトへの掲載、パンフレットの作成・配布等による相談窓口の周知や、既に実施している個々の申立て支援により、①広報機能と②相談機能について優先して取り組むとともに、その他機能については情報収集や研究・協議を継続しつつ、関係機関等の協力も得ながら、地域の実情に沿ったより良い仕組みづくりを段階的に検討します。

【主な事業や取組】

日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

成年後見制度利用支援事業（市長申立て・報酬付与）【福祉課・介護保険課】

基本方針3 安心・快適な生活環境づくり

施策の方向性3－（1）人にやさしい環境の整備

【現状と課題】

優先して市が取り組み、充実させるべき地域福祉の施策について、市民アンケートの結果としては、サービスの充実や支えあいへの支援、災害対応、社会参加の促進などが多く挙げられていましたが、このほかにも特に、人にやさしく安心・快適な生活環境の整備に向けて「道路や公共施設のバリアフリー化」や「公共施設におけるユニバーサルデザインの積極的な導入」を挙げる人がいました。また、高齢者や障がい者が住みよいまちづくりのためには、「利用しやすい道路・建物・駅等の整備」や、「高齢者・障がい者に配慮した住宅改善」が重要との回答も一定数ありました。

法令や条例により、新たな公共施設や道路等の整備についてはバリアフリー化が進んでいますが、災害時には避難所として活用される小中学校の体育館など、既存の公共施設についても計画的な改修に向けて取り組む必要があります。高齢者や障がい者の住居のバリアフリー化も大きな課題ですが、介護保険や障がい者福祉などにおいて住宅改修費用の給付や補助の制度があり、必要に応じて利用されています。

国内有数の豪雪地である本市においては、ここ数年の暖冬傾向で降雪量は減少しているものの、短期間に多くの降雪が集中することがあり、冬期間の除雪作業は変わることなく大きな負担となっています。高齢者等、要配慮者の屋根雪の除雪費用に対する援助事業に

加え、玄関先などを除雪するボランティア活動も行われており、市民に限らず市外からの参加もあることから、今後も支援の輪を広げていく必要があります。

また、市民アンケートにおいて、高齢者の住みよいまちには「地域の支えあいや見守り活動」が、障がい者の住みよいまちには「障がいの特性についての理解促進と地域の支えあい活動」が、それぞれ重要なこととして望まれています。ハード面だけでなく、ソフト面での「こころのバリアフリー化」が大切であり、研修や体験講座などを通じて、理解の促進と支えあいの活動を推進することが重要です。

【今後の施策】

道路や公共施設のバリアフリー化を計画的に実施し、住宅改修や雪への負担軽減を継続することで、人にやさしい生活環境の整備に努めるとともに、理解促進による「こころのバリアフリー化」にも取り組みます。

【取組内容】

バリアフリー環境の推進

- ◆高齢者や障がいのある方も不自由なく利用できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化に継続して取り組みます。
- ◆研修や体験講座を通じて理解促進を図ることで、相手を思いやる心や助けあいの精神を醸成し、「こころのバリアフリー化」を推進します。

雪国での生活に対する支援

- ◆豪雪地特有の雪への負担軽減のため、除雪に関する支援を継続します。

【主な事業や取組】

都市計画道路整備事業【都市計画課】

小中学校改修事業【学校教育課】

克雪屋根改修補助【都市計画課】

除雪ボランティア事業【社会福祉協議会】

特別支援教育基礎研修【学校教育課】

福祉体験出前講座【社会福祉協議会】

施策の方向性3－（2）地域の安全に向けた取組

【現状と課題】

核家族化の進行や単身高齢者の増加などもあり、交通事故防止や防犯対策といった地域の安全に向けた取組は、年々その必要性を増しています。

市民アンケートにおいて、子どもを健やかに育てるために重要なこととして「安心して遊べる場所」と回答した人が最も多くありました。地域における問題や課題についても、「一人暮らしで心配な人がいる」と回答した人が一定数あり、3番目という結果でした。

子どもや高齢者などを事故や犯罪から守り、誰もが安心して地域で暮らすためには、見守りや声掛けなど、支えあいや助けあいによる安全な生活環境づくりが求められます。

市内の小中学校では、地域の関係者の協力も得ながら、子どもたちの通学路を中心に安全パトロールを実施するとともに、安全マップを作成・更新しています。

本市においても、交通安全教室や高齢者の運転免許証自主返納を支援する事業によって

交通事故防止に取り組んでいるほか、地域での見守り活動に役立ててもらうため、「要配慮世帯台帳」を民生委員・児童委員、行政区に配付し、情報の共有に努めています。

また、南魚沼警察署と南魚沼地域安全協会では、認知症高齢者の行方不明事案について捜索手配を配信するとともに、希望により不審者情報や特殊詐欺の前兆事案など、犯罪被害防止の情報も配信する「南魚沼地域安全協会安全安心メール」を運用しています。

加えて、地域の安全確保のためには、事故や火災、災害など、いざというときへの備えと、普段からの心構えが大切です。

南魚沼市消防本部では、火災予防のための活動を日々行うとともに、年間計画によって普通救命講習の受講を募集しています。このほか「応急手当ての方法」や「AED の使用方法」などの救急講習を、地域住民や組織・団体、サークルや企業等を対象に、随時実施しています。

本市全体での取組としては「南魚沼市地域防災計画」の策定により、避難所の指定や情報提供手段の整備、防災教育・防災訓練、食糧・生活必需品の備蓄など、震災や風水害等への備えを行っています。災害発生時には、県などの関係の機関とともに全力を挙げて救援活動を実施しますが、すべての地域ですぐに活動できるとは限りません。地域の中で、家庭や隣近所で話し合い、いざというときの協力や分担を、あらかじめ決めておくことが役立ちます。また、行政区役員と消防団員などによる「自主防災組織」をつくるとともに、地域での見守りや声掛けの活動、パトロール等による危険箇所の点検、各種講習や訓練への参加等が、平時の対応として求められています。

日頃からの活動や点検により、情報が集まり、共有され、有事の対応に役立ちます。また、知識・技能の習得や心構えにより、被害を防ぐことにつながります。

そのためには、市民一人ひとりが、防犯や防災への意識を高め、地域の安全活動に自主的かつ積極的に、継続して取り組むことが必要です。

【今後の施策】

誰もが安心して生活できるよう、市や関係機関、住民、組織・団体、学校などが協働して事故や犯罪を防止し、火災や災害に備えることで、安全な地域をつくります。

【取組内容】

情報収集・共有による地域の安全確保

- ◆子どもや高齢者などの安全のため、地域での自主的・積極的な活動を支援します。
- ◆要配慮世帯について、民生委員・児童委員をはじめ、行政区、関係機関と情報共有を行い、地域ぐるみでの見守りや声掛けを推進します。

自主防災組織の活動支援

- ◆すべての行政区に自主防災組織が設立されるよう、必要な支援を行います。
- ◆自主防災組織が継続して活動できるよう、防災に関する講習会や研修会を開催し、防災リーダーの育成や地域住民の防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。

【主な事業や取組】

小中学校安全パトロール【学校教育課】

小中学校地域安全マップ作成【学校教育課】

交通安全教室、高齢者運転免許証自主返納支援事業【環境交通課】

各種救急講習会【消防本部】

防災情報メール配信【総務課】

自主防災リーダー研修【総務課】

施策の方向性3－(3) 災害時の支援体制づくり

【現状と課題】

市民アンケートの結果では、今後の防災対策として「地震情報や被害情報などの収集・情報提供体制の整備」や「食料、水、日用品などの災害用品の備蓄」、「高齢者・障がい者等の避難誘導と安全確保の体制整備」が重要視されていることがわかりました。

また、優先して市が取り組み、充実させるべき地域福祉施策についての問いには、サービスの充実や支えあいへの支援に次いで、「災害発生時の安否確認や避難所の整備等、支援体制の強化」が挙げられており、相次ぐ災害によってこれまで以上に関心が高まっているものと思われます。

災害の発生時には、身の安全を自分やその家族・親族で守る「自助」、地域住民相互や行政区などの協力による「共助」、そして市や公的機関の支援による「公助」が協働することで、被害の軽減が図られます。

本市では「南魚沼市地域防災計画」により、災害時の適切な避難先の確保のため、指定避難所53か所、指定緊急避難場所79か所を指定し、各地域の一時避難場所と連携した運用を想定しています。また、福祉避難所は3か所指定していますが十分とは言えず、そのあり方や運営方法も含めて関係機関と調整し、確保して行く必要があります。

このほか、災害ハザードマップを作成して危険か所の周知に努めるとともに、地域住民や消防団、関係機関、ボランティア等の組織・団体と連携した「総合防災訓練」を毎年実施しています。また、災害時の情報収集や関係機関との連絡に必要な情報通信体制を構築し、市民への情報提供の手段としては、メール配信システムの整備や、FMゆきぐにとの連携による防災ラジオの普及に取り組んでいます。

特に、支援がなければ避難が難しい「要配慮者」や「避難行動要支援者」については、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力のもと、地域住民がお互いに助けあう「共助」による避難体制づくりや、避難先での生活支援等が求められます。

本市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、年1回、行政区長と民生委員・児童委員に配付しています。名簿によって情報を共有し、日頃の見守りや声掛けの活動、災害時の情報伝達や安否確認、避難支援などに活用することとしています。名簿配付時には、平常時・災害時の対応を記載した「避難支援マニュアル」もあわせて配付し、避難所などの安全な場所への避難に向けて、地域において可能な支援を行うよう、要請しています。

国は、令和3（2021）年5月に災害対策基本法を改正し、市町村長は要支援者ごとに避難支援等を実施するための「個別避難計画」を作成するよう努めなければならない、としました。あわせて、避難行動支援に関する「取組指針」を改定し、優先度の高い要支援者については、市町村が主体となって概ね5年程度で計画作成に取り組む、という目標が示されました。計画においては、避難経路や避難先についても明確にする必要があります。市だけで作成できるものではないことから、関係の組織・団体の協力が不可欠となります。地域の実情に応じた避難支援のあり方や進め方について検討しつつ、関係部署・関係機関が連携し、今後の「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」、「福祉避難所」など、具体

的な協議を進める必要があります。

また、「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）」は、病院や診療所、薬局、介護福祉施設、健診機関などの患者や利用者・入所者等の情報を連携し、共有し、活用することで、検査や服薬の重複を防ぐとともに、退院支援や在宅医療を促すことにもつながる、魚沼地域全体で住民の健康と生命を支えるための仕組みです。

その仕組みは、医療・介護・福祉・保健をつなぐインフラとして、多くの効果や意義を持っていますが、災害時の支援のためのネットワークとしても期待されることから、市全体で加入推進に取り組むことが重要です。

【今後の施策】

災害時の支援が円滑にできるよう、情報の共有や訓練の実施により、地域の力で救助や避難が可能となる体制を整えます。

【取組内容】

災害発生に備えた危機管理体制の充実

- ◆知識や情報の提供により市民の意識向上を図り、防災に関する研修や講演等を通じて自助・共助・公助の協働に向けた取組を進めます。
- ◆災害時の迅速な対応と被害の最小化に向け、情報伝達のための多様な手段を整え、地域における実践的な訓練等を支援します。

避難行動要支援者等に対する支援体制づくり

- ◆「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」を整備し、行政区などの関係者との情報共有を進めることで、災害時の支援体制を確立します。
- ◆共同生活が困難な人が避難先で安心して生活できる「福祉避難所」の確保について、関係部署・関係機関と連携して取り組みます。

【主な事業や取組】

福祉のまちづくり事業【社会福祉協議会】

災害ボランティア研修【社会福祉協議会】

市総合防災訓練【総務課】

防災ラジオ普及事業【総務課】

防災情報メール配信【総務課】

地域防災計画事業（福祉避難所指定等）【総務課】

魚沼地域医療連携ネットワーク事業【うおぬま・米ねっと事務局】

【施策の数値目標】

基本方針	施策の方向性	指標	R2 現状値	R8 目標値	担当課等
1 市民参加で支える地域福祉	(1) 地域福祉への意識高揚	福祉に関する公民館教養講座(手話講座・サークル)の参加者数の増加	29人	35人	社会教育課
		認知症サポーター養成数の増加	11,000人	15,000人	介護保険課
		小中学生の福祉施設ボランティア体験学習参加者数の維持	0人※ (R1:172人)	180人	社会福祉協議会
		【ア】福祉体験出前講座の拡充	1校/202人※ (R1:5校/427人)	9か所/900人	
		市内小中学校等における福祉教育(講演会)開催率の増加	27% (6校/小中22校)	55% (11校/小中20校)	
		市内小中学校等における福祉教育(講演会)に参加する一般市民の増加	75人※ (R1:2,140人)	3,000人	
		【イ】福祉のまちづくり事業の充実	9地区	12地区	
	(2) 支えあい活動の推進	【ウ】ボランティア等の活動状況の広報の継続	7回	7回	社会福祉協議会
		ボランティア団体数の増加	113 グループ	115 グループ	
		ボランティア交流事業参加者数の増加	0人※ (R1:66人)	90人	
		【エ】なじもネット協会員と利用登録者数の増加	協会員:88人 利用会員:88人	協会員:100人 利用会員:150人	
		ふれあい・いきいきサロンの参加者数の増加【総合計画指標再掲】	5,737人※ (R1:18,181人)	20,400人(R6)	介護保険課 (社会福祉協議会委託)
		障がい者いきいきサロン参加者数の増加	58人	100人	社会福祉協議会
		定期型「お茶の間サロン」の参加者増	開催日数:28日 利用者:322人※ (R1:47日/828人)	開催日数:50日 利用者:800人	
		そだち学級参加者数・ボランティア数の増加	0人※ (R1:558人/199人)	600人 (ボランティア参加200人)	社会教育課
		【オ】ほのぼの広場参加者数の増加	16,283人※ (R1:31,214人)	30,000人	子育て支援センター
		ファミリーサポートセンター登録会員(利用・提供)数の増	147人	180人	
		地域との関わりを希望する移住者数(就労・起業による県外からの転入者数)の維持(台帳整備)	移住者175人 (台帳整備未実施)	移住者150人 (R3~台帳整備)	U&Iときめき課
		民生委員・児童委員等の地域福祉に関する研修会参加率の増加	91%	92%	福祉課
		(3) 自立を支えるしくみづくり	「くらしのサポートセンターみなみ」パンフレット設置事業所数の増	146事業所	155事業所
	生活困窮者自立相談支援事業の充実		新規相談100件 プラン作成23件	新規相談110件 プラン作成25件	
	子どもの学習支援事業参加者数の維持		26人	25人	
	生活困窮者救済物資援助事業の実施(予算執行率)		95%	100%	社会福祉協議会
	保護司数の維持(定数35人)		34人 (南魚沼市内)	35人 (南魚沼市内)	南魚沼地区保護司会
	ゆきぐに協力雇用主会会員数の維持		21社 (南魚沼郡市)	23社 (南魚沼郡市)	

基本方針	施策の方向性	指標	R2 現状値	R8 目標値	担当課等
2 利用者主体の福祉サービスの充実	(1) 情報提供やサービス利用の促進	市ウェブサイトにおける福祉保健情報掲載数の増加	364件	400件	福祉保健部
		コミュニティFMにおける福祉保健情報放送依頼数の増加	9件※ (R1:26件)	30件	
		南魚沼市社協だよりの充実	6回	6回	社会福祉協議会
		社会福祉協議会ホームページやフェイスブックの充実	フェイスブック 投稿数139回※ (R1:205回)	フェイスブック 投稿数250回	
		【ウの再掲】 ボランティア等の活動状況の広報の継続	7回	7回	
		【エの再掲】 なじよネット協会員と利用登録者数の増加	協会員:88人 利用会員:88人	協会員:100人 利用会員:150人	
		生活介護支援サポーター(ボランティア)養成講座の参加者増	年3回実施 56人参加※ (R1:4回/98人)	年4回実施 100人参加	
		シルバー人材センター登録者数の増加(第4次事業 拡大5か年計画R1~R5)	866人	1,135人(R5)	南魚沼 シルバー人材センター
		【オの再掲】 ほのほの広場参加者数の増加	16,283人※ (R1:31,214人)	30,000人	子育て支援センター
		親子サロン参加者数の増加	22人 (ボランティア参加17人)※ (R1:65人/24人)	150人 (ボランティア参加50人)	社会教育課
	児童遊園地遊具設置助成の継続	4行政区助成	3行政区助成	社会福祉協議会	
	(2) 相談支援機能の充実	障がい者相談窓口の相談件数の増加 (福祉課障がい福祉係)	474件 (うちメール120件)	500件	福祉課
		障がい者相談窓口の相談件数の増加 (相談支援センターみなみうおぬま)	15,200件	17,000件	
		介護相談窓口の相談件数の増加 (総合相談支援事業)	12,049件	13,000件	介護保険課
		義務教育期の相談窓口の相談件数の増加	35件	50件	子ども・若者相談支援 センター
		若者相談窓口の相談件数の増加 【総合計画指標再掲】	49件	55件(R6)	
		児童相談窓口の相談件数の増加	(設置前)211件	230件	こども家庭サポート センター
		自殺者数の減少(過去10年間の平均人数) 【総合計画指標再掲】	17人	18人以下(R6)	保健課
	(3) 成年後見制度 権の利啓擁護や 支援	日常生活自立支援事業の充実	利用者数 19人	利用者数 20人	社会福祉協議会
		市長申立てによる成年後見制度利用者数の増加 (福祉課:障がい者)	6人	H21~累計10人	福祉課
		市長申立てによる成年後見制度利用者数の増加 (介護保険課:高齢者)	27人	H21~累計51人	介護保険課
		成年後見制度の利用支援(報酬付与件数)の増加 (福祉課:障がい者)	(累計)8件	H21~累計14件	福祉課
		成年後見制度の利用支援(報酬付与件数)の増加 (介護保険課:高齢者)	(累計)37件	H21~累計96件	介護保険課

基本方針	施策の方向性	指標	R2 現状値	R8 目標値	担当課等
3 安心・快適な生活環境づくり	(1) 人にやさしい環境の整備	都市計画道路整備率の増加	53.6%	60.0%	都市計画課
		小中学校における多目的トイレ(注)設置率の増加	72.7%	80.0%	学校教育課
		克雪屋根改修補助件数の増加 【総合計画指標再掲】	3件/年	5年累計35件 (R2～R6)	都市計画課
		除雪ボランティア登録者数の増加(年間延べ参加者数)	127人	140人	社会福祉協議会
		特別支援教育基礎研修講座参加者数の増加	476人※ (R1:819人)	800人	学校教育課
		【アの再掲】 福祉体験出前講座の拡充	1校/202人※ (R1:5校/427人)	9か所/900人	社会福祉協議会
	(2) 地域の安全に向けた取組	小中学校における安全パトロール実施率の増加	95.5%	95%以上	学校教育課
		小中学校における地域安全マップ作成・更新実施率の増加	59.1%	70%以上	
		高齢者運転免許証自主返納支援事業利用者の増加、交通事故発生件数の減少 【総合計画指標再掲】	利用者248人、 交通事故94件	利用者250人、 交通事故96件以下(R6)	環境交通課
		救急講習受講者数の増加 【総合計画指標再掲】	982人※ (R1:4,200人、 H27～R1累計21,606人)	10年累計45,000人 (H27～R6)	消防本部
		【カ】 防災情報メール登録者数の増加 【総合計画指標再掲】	11.4% 6,262人	18%9,540人(R6) (R7目標人口規模 53,000人による)	総務課
		自主防災組織の活動・新規設立支援、防災意識の醸成	225組織	232組織 (全行政区)	
	(3) 災害時の支援体制づくり	【イの再掲】 福祉のまちづくり事業の充実	9地区	12地区	社会福祉協議会
		災害ボランティア研修会の継続	年1回実施 (設置訓練)	年1回実施	総務課
		市総合防災訓練参加者数の維持	464人※ (R1:19,383人)	19,000人	
		防災ラジオの所有世帯の増加(高齢者や障がい者等がいる世帯への割引有償配布台数)	812台	5年累計1,000台	
		【カの再掲】 防災情報メール登録者数の増加 【総合計画指標再掲】	11.4% 6,262人	18%9,540人(R6) (R7目標人口規模 53,000人による)	
		福祉避難所指定数の増加	3か所	4か所	
	魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数の増加 【総合計画指標再掲】	全登録者数34,114人 (内南魚沼市登録者数 11,259人)	南魚沼市登録者数 20,000人(R6)	うおぬま・米ねっと事務局	

- ・(注)：多目的トイレとは車イス使用者や高齢者、子ども連れ、介助を必要とする人など、様々な事情を抱えた人の利便性を考慮したトイレのこと。
- ・※：R2 現状値において、特に新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となったものは、R8 目標値との差異が大きいことから、参考としてR1 実績値等を()内に記載した。
- ・【総合計画指標再掲】：R3.3月策定の「第2次南魚沼市総合計画後期基本計画」で指標として掲載されているもの。上位計画である総合計画におけるR6 目標値＝本計画のR8 目標値としている。
- ・表中の網掛け：指標のうち、再掲としているものについては網掛け表記とした。